

なおその効力を有する。

(動物の愛護及び管理に関する法律に基づく事前申請に係る手数料の徴収)

3 平成十八年六月一日前に動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成十七年政令第三百九十号)附則第二条の規定により動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第六十八号)による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律(昭和四十八年法律第一百五号)第二十六条第一項の許可の申請が行われたときは、この条例による改正後の佐賀県手数料条例別表第一第二百四十九号の規定の例による。

参考資料

佐賀県手数料条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後

別表第一(第二条関係)

事務	納付義務者	手数料		納付時期
		名称	額	
一〇三三二略				
三十三 火薬 特定施設 特定施設(四万千円)(電 保安検査 類取締施設又は火薬 又は火薬 子申請にあつ 行令第十六 庫の保安 庫保安検査 条第一項 検査を受 査手数料(千円) 一号の規定 けようと に基づく火 する者				
三十五 第一項に規定する特定施設に係る保安検査又は同項の規定に基づく火薬庫に係る保安検査				
三十四〇三三八略				
三十九 高圧第一種貯 高圧ガス(一万八千七百 完成検査 ガスを保安法 蔵所の完 第一種貯 五十円(電子 査申請 第二十条第 成検査を 蔵所完成 申請にあつて 一項の規定 受けよう 検査手数料 は、一万七千 に基づく第 とする者)料				

改正前

別表第一(第二条関係)

事務	納付義務者	手数料		納付時期
		名称	額	
一〇三三二略				
三十三 火薬 特定施設 特定施設(四万千円) 保安検査 類取締施設又は火薬 又は火薬 子申請にあつ 行令第十六 庫の保安 庫保安検査 条第一項 検査を受 査手数料 のとき 一号の規定 けようと に基づく火 する者				
三十五 第一項に規定する特定施設に係る保安検査又は同項の規定に基づく火薬庫に係る保安検査				
三十四〇三三八略				
三十九 高圧第一種貯 高圧ガス(一万八千七百 完成検査 ガスを保安法 蔵所の完 第一種貯 五十円 査申請 第二十条第 成検査を 蔵所完成 申請にあつて 一項の規定 受けよう 検査手数料 のとき に基づく第 とする者)料				

一種貯蔵所の完成検査	四十 高圧ガス 高圧ガス 第三十五号の完成検査 保安法第一の製造の製造施設 手数料の欄に 査申請 二十条第三 ための施設 等変更許可に係る 掲げる高圧ガスの製造のた 基づく高圧 検査を受 完成検査 ための施設 位置、構造若しくは設備の変 更の工事又は 製造をする高 圧ガスの種類 若しくは製造 の方法の変更 の許可の申請 を行う者及び 場合の区分に 応じ、それぞ れ当該手数料 の金額の四分 の三に相当す る金額(電子 申請にあつて は、四分の三 に相当する金 額から千六百 十円を差し引 いた金額)た だし、高圧ガ ス保安法第十 四条第一項の 許可に係る液 化石油ガスの 製造のための 施設であつて、 液化石油ガス の保安の確保 及び取引の適 正化に関する 法律第三十七 条の三第一項 の完成検査を 受け、同法第 三十七條の技 術上の基準に 適合している と認められた ものの完成検査に 基づいては、 六千円(電子 申請にあつて は、五千円)
一種貯蔵所の完成検査	四十 高圧ガス 高圧ガス 第三十五号の完成検査 保安法第一の製造の製造施設 手数料の欄に 査申請 二十条第三 ための施設 等変更許可に係る 掲げる高圧ガスの製造のた 基づく高圧 検査を受 完成検査 ための施設 位置、構造若しくは設備の変 更の工事又は 製造をする高 圧ガスの種類 若しくは製造 の方法の変更 の許可の申請 を行う者及び 場合の区分に 応じ、それぞ れ当該手数料 の金額の四分 の三に相当す る金額(高圧 ガス保安法第 十四條第一項 の許可に係る 液化石油ガス の製造のため の施設であつ て、液化石油 ガスの保安の 確保及び取引 の適正化に関 する法律第三 十七條の第三 一項の完成検査を受け、同 法第三十七條 の技術上の基準に適合して いると認めら れたものの完成検査にあつては、六千円)

<p>第百十五条の報告の内容及び報告の容及び報告に係る調査結果の公表</p> <p>九十六、百四十四略</p> <p>百四十五 毒物劇物取扱者試験受験手数料</p> <p>九十九、百四十四略</p> <p>百四十五 毒物劇物取扱者試験受験手数料</p>	<p>九十六、百四十四略</p> <p>百四十五 毒物劇物取扱者試験受験手数料</p> <p>九十九、百四十四略</p> <p>百四十五 毒物劇物取扱者試験受験手数料</p>	<p>百四十六、百五十八略</p> <p>百五十九 麻薬小売業者の免許申請手数料</p> <p>百六十、百五十八略</p> <p>百五十九 麻薬小売業者の免許申請手数料</p>	<p>百六十、百五十八略</p> <p>百五十九 麻薬小売業者の免許申請手数料</p> <p>百六十、百五十八略</p> <p>百五十九 麻薬小売業者の免許申請手数料</p>	<p>百六十一 麻薬管理業者の免許申請手数料</p> <p>百六十二 麻薬管理業者の免許申請手数料</p>
<p>九十六、百四十四略</p> <p>百四十五 毒物劇物取扱者試験受験手数料</p> <p>九十九、百四十四略</p> <p>百四十五 毒物劇物取扱者試験受験手数料</p>	<p>九十六、百四十四略</p> <p>百四十五 毒物劇物取扱者試験受験手数料</p> <p>九十九、百四十四略</p> <p>百四十五 毒物劇物取扱者試験受験手数料</p>	<p>百四十六、百五十八略</p> <p>百五十九 麻薬小売業者の免許申請手数料</p> <p>百六十、百五十八略</p> <p>百五十九 麻薬小売業者の免許申請手数料</p>	<p>百六十、百五十八略</p> <p>百五十九 麻薬小売業者の免許申請手数料</p> <p>百六十、百五十八略</p> <p>百五十九 麻薬小売業者の免許申請手数料</p>	<p>百六十一 麻薬管理業者の免許申請手数料</p> <p>百六十二 麻薬管理業者の免許申請手数料</p>
<p>百六十七 薬局開設許可申請手数料</p> <p>百六十八 薬局開設許可更新申請手数料</p> <p>百六十九 薬局開設許可更新申請手数料</p>	<p>百六十七 薬局開設許可申請手数料</p> <p>百六十八 薬局開設許可更新申請手数料</p> <p>百六十九 薬局開設許可更新申請手数料</p>	<p>百七十 薬事医薬品の販売許可更新申請手数料</p> <p>百七十一 薬事医薬品の販売許可更新申請手数料</p>	<p>百七十 薬事医薬品の販売許可更新申請手数料</p> <p>百七十一 薬事医薬品の販売許可更新申請手数料</p>	<p>百七十二 薬事医薬品の販売許可更新申請手数料</p> <p>百七十三 薬事医薬品の販売許可更新申請手数料</p>
<p>百六十七 薬局開設許可申請手数料</p> <p>百六十八 薬局開設許可更新申請手数料</p> <p>百六十九 薬局開設許可更新申請手数料</p>	<p>百六十七 薬局開設許可申請手数料</p> <p>百六十八 薬局開設許可更新申請手数料</p> <p>百六十九 薬局開設許可更新申請手数料</p>	<p>百七十 薬事医薬品の販売許可更新申請手数料</p> <p>百七十一 薬事医薬品の販売許可更新申請手数料</p>	<p>百七十 薬事医薬品の販売許可更新申請手数料</p> <p>百七十一 薬事医薬品の販売許可更新申請手数料</p>	<p>百七十二 薬事医薬品の販売許可更新申請手数料</p> <p>百七十三 薬事医薬品の販売許可更新申請手数料</p>

<p>部外品又は医療機器の製造所における製造管理及び品質管理の方法の基準に係る調査(五年ごとに受けるものに限る。以下この号において同じ。)</p> <p>(調査品目の数が二以上である場合は、三万六千円と調査品目の数から一を減じた数に五百円を乗じて得た額との合計額)</p>	<p>百八十八～二百四十六の二略</p> <p>二百四十七 動物取扱業者の登録申請手数料 (昭和四十八年法律第百五号)第十條第一項の規定に基づく動物取扱業者の登録の申請に対する審査</p> <p>二百四十八 動物取扱業者の登録更新申請手数料 動物の愛護及び管理に関する法律第十三條第一項の規定に基づく動物取扱業者の登録の更新の申請に対する審査</p> <p>二百四十九 特定動物の飼養又は保管の許可申請手数料 動物の愛護及び管理に関する法律第二十六條 請する者</p>	<p>二百四十九 特定動物の飼養又は保管の許可申請手数料</p>	<p>二百四十九 特定動物の飼養又は保管の許可申請手数料</p>
<p>部外品又は医療機器の製造所における製造管理及び品質管理の方法の基準に係る調査(五年ごとに受けるものに限る。以下この号において同じ。)</p>	<p>百八十八～二百四十六の二略</p> <p>二百四十七 動物取扱業者の登録申請手数料 (平成十一年法律第百一十号)第二條第六項の規定に基づく動物取扱業者の登録の再交付</p> <p>二百四十九 特定動物の飼養又は保管の許可申請手数料 動物の愛護及び管理に関する法律第二十五條 砂利採取業務主任者試験を実施する者</p>	<p>二百四十九 特定動物の飼養又は保管の許可申請手数料</p>	<p>二百四十九 特定動物の飼養又は保管の許可申請手数料</p>
<p>二百四十九の特定動物の飼養又は保管の変更の許可の申請に対する審査</p>	<p>二百四十九の動物取扱業者の登録更新申請手数料 動物の愛護及び管理に関する法律第十三條第一項の規定に基づく動物取扱業者の登録の更新の申請に対する審査</p>	<p>二百四十九の特定動物の飼養又は保管の許可申請手数料</p>	<p>二百四十九の特定動物の飼養又は保管の許可申請手数料</p>
<p>二百四十九の特定動物の飼養又は保管の変更の許可の申請に対する審査</p>	<p>二百四十九の動物取扱業者の登録更新申請手数料 動物の愛護及び管理に関する法律第十三條第一項の規定に基づく動物取扱業者の登録の更新の申請に対する審査</p>	<p>二百四十九の特定動物の飼養又は保管の許可申請手数料</p>	<p>二百四十九の特定動物の飼養又は保管の許可申請手数料</p>